

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 1 月 13 日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神当部集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 27 年 1 月 13 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

2 経営体数

法人	0 経営体
個人	2 経営体
集落営農（任意組織）	0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・山の中に電気柵を設置しているが、集落全体で山に階段を設置するなど管理しやすくしていく。
- ・耕作が難しくなった場合に、担い手へ集積していく。
- ・特別栽培や飼料用米を活用し、米の高付加価値化に取り組んでいく。